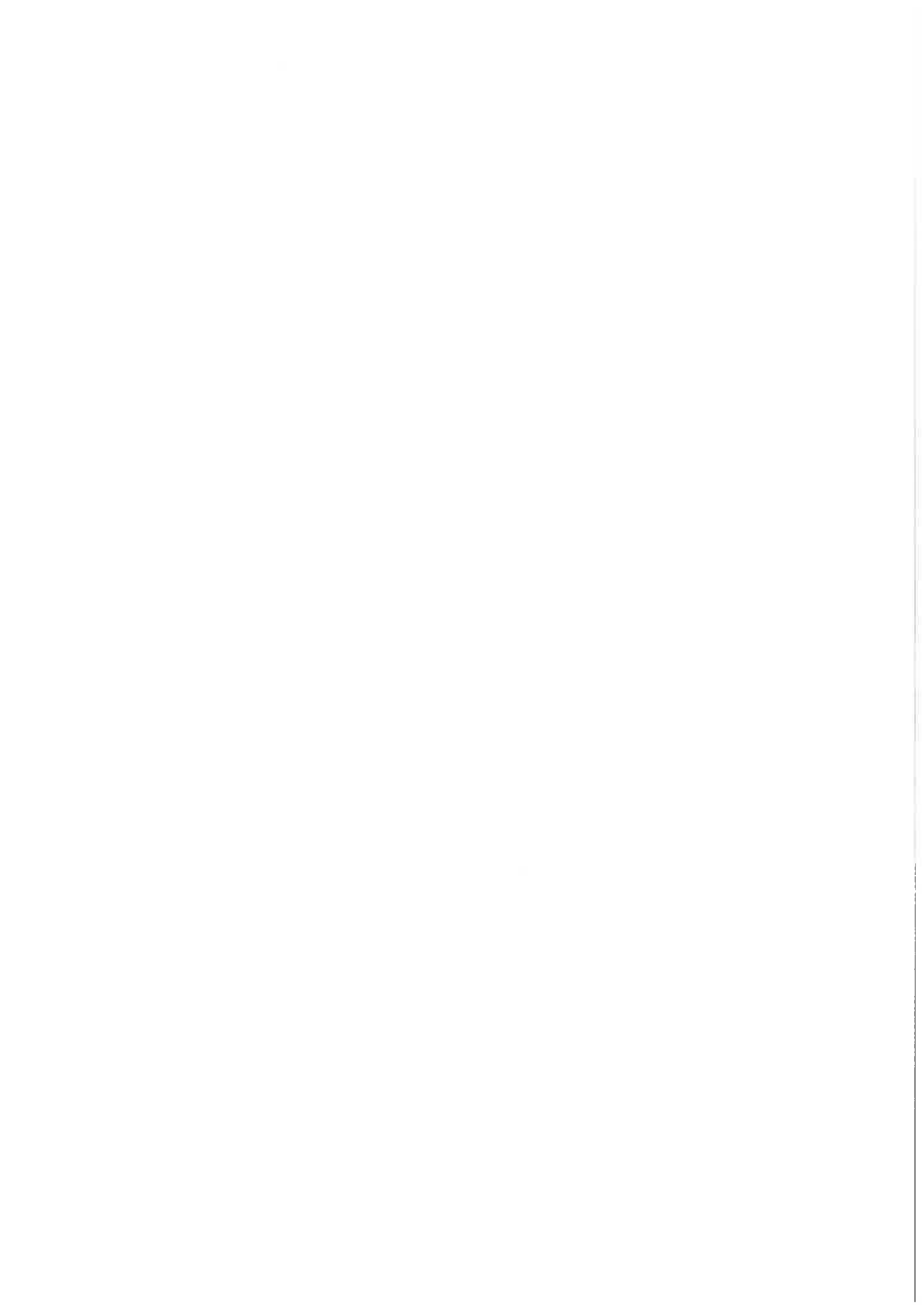


令和元年度第1回理事会
議事録

令和元年6月7日（金）

公益財団法人武蔵野市福祉公社



令和元年度 第1回 公益財団法人武蔵野市福祉公社理事会議事録

1. 開催日 令和元年6月7日(金) 午後3時00分から午後5時00分まで
2. 会場 本部事務所1階 会議室
3. 理事の現在数 6名(定足数 4名)
4. 出席者

理事長(議長)	萱場 和裕	常務理事	小島 一隆
理事	安藤 真洋	理事	大野 壽三枝
理事	千種 豊	理事	黒竹 光弘
監事	安田 大	監事	大久保 実
5. 欠席者 なし
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程
 - 日程第1 議案第1号 平成30年度事業報告について
 - 日程第2 議案第2号 平成30年度決算報告について
 - 日程第3 議案第3号 安藤真洋理事の競業取引について
 - 日程第4 議案第4号 黒竹光弘理事の競業取引について
 - 日程第5 議案第5号 安藤真洋理事の利益相反取引について
 - 日程第6 議案第6号 黒竹光弘理事の利益相反取引について
 - 日程第7 議案第7号 評議員会に提出する評議員候補者の推薦について
 - 日程第8 議案第8号 公益財団法人武蔵野市福祉公社特定費用準備資金等取扱規程の制定について
 - 日程第9 議案第9号 公益財団法人武蔵野市福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程に定める第三者委員及び公益財団法人武蔵野市福祉公社公益通報への対応に関する規程に定める第

三者委員の選任について

日程第10 議案第10号 令和元年度第1回評議員会の開催について

日程第11 報告事項1 福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会実施
報告について

日程第12 報告事項2 理事長及び常務理事の職務執行状況について

8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人 理事長 萱場 和裕

監事 安田 大

監事 大久保 実

10. 議事の経過及び経過

萱場理事長より、傍聴希望はなく、出席理事6名、定数6名につき、定款第35条により過半数4名を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と監事2名とし、議事の審議に移った。

日程第1 議案第1号 平成30年度事業報告について

日程第2 議案第2号 平成30年度決算報告について

萱場理事長から、一括審議の申出がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島事務局長から、平成30年度事業報告及び決算報告について、定款第9条に基づき監事の監査を受けたので、承認を求めるものであると説明がなされた。詳細について、それぞれの担当者から次のとおり説明がなされた。

小島事務局長は、事業報告書について、監事からの指摘により、昨年まで附属明細書に掲載していた「法人の概要」と「会議等」を、事業報告書に掲載したと報告がなされた。

平成30年度事業計画において重点事項とした3項目について、「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」は、平成30年12月1日に「地域包括ケア人材育成センター」として開設し、講演会・お仕事フェアを開催し、ホームページやSNSなどで積極的な広報活動を行った。「成年後見制度利用促進基本計画」策定に向けた積極的な関与については、武蔵野市が基本

計画策定を令和元年度から本格的に進めることとなった。第3期中長期事業計画の策定については、公社職員が中心になり策定した。

財政状況については、デイサービスセンター事業と北町高齢者センターデイサービス事業において介護報酬の改定などにより減収となったものの、成年後見事業や訪問介護サービス事業などの自主事業の増額で、概ね良好となった。

個別の事業について、それぞれの担当者から次のとおり説明がなされた。

つながりサポート事業は、ご利用者のおいじたくを支援し、家族機能を補完するサービスで、年度末利用者は89世帯102人、入院入所、緊急対応等の個別サービスは延べ97回、220時間提供した。現在入院入所預託金は52人から預かり、没後支援サービス契約者は21人となっている。収支は、寄付金と退職手当支給額を控除しても、383万1千円の黒字となった。

権利擁護事業では、権利擁護レスキュー利用者は11人、生活保護受給者金銭管理支援業務年度末利用者は在宅29人、施設入所1人で、収支は17万7千円の黒字となった。

地域福祉権利擁護事業は、東京都社会福祉協議会からの受託事業として実施した。年度末利用者は41人で、主たる収入は東京都社会福祉協議会からの受託料693万円で、収支は378万3千円の赤字で、老後福祉基金から拠出し補填した。

成年後見事業は、市の成年後見推進機関として、市民や関係機関からの相談に応じ、申立を支援し、成年後見に関する様々なサービスを提供した。七市合同の市民後見人養成講座を5人が受講し4人が市民後見人として登録した。権利擁護センター関係機関等連絡協議会を年3回開催し、各専門職、関係機関との情報交換、情報共有や事例検討等を行った。法人成年後見人等として新規の受任は29件、内市長申立は5件、年度末受任数は135件となった。昨年度より、成年後見報酬収入が991万3千円増加した。

生活困窮者自立支援事業は、武蔵野市からの受託で、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施した。多くの複合的課題や不安を持つ市民と共に、その生活を再構築する方法を考え、相談者自らが解決していけるように延べ551人に伴走型の支援を行った。

住居確保給付金事業は、生活困窮者自立相談支援事業の一環として、住居確保給付金の支給受付相談窓口業務を武蔵野市から受託した。年間申請者数は24人、給付件数113件、就職者は13人だった。

居宅介護支援事業は、介護保険法に基づき居宅介護支援事業を実施した。担当ケースは予防、介護、総合事業を合わせて、昨年より153件増加の1,684件で、収支は255万2千円の黒字となった。

訪問介護サービス事業では、平成30年12月ホームヘルプセンター独自のホームページを開設し、Twitterを始める等、広報に力を入れた事で、ヘルパー人材の確保に結びついた。サービス提供責任者1名を常勤ヘルパーに変更したことで、緊急のサービスに迅速に対応できた。介護保険の生活援助のサービスは減少傾向にあり、派遣時間及び派遣回数共に減少したが、自費契約による生活援助の派遣回数は増加した。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士協議会のセラピストによる身体介護技術研修を内部のヘルパーや職員に実施する等、ヘルパーのスキルアップに努めまた。収支は452万円の黒字となった。

居宅介護サービス事業は、障害者総合支援法による居宅介護サービス事業を実施した。他の事業所が受入れ困難の利用者を積極的に受入れ、サービス実績は増加している。収支は3171千円の黒字となった。

生活支援事業は、武蔵野市の事業である「認知症高齢者見守り支援ヘルパー」を受託し、認知症高齢者の在宅生活の継続及び質の向上と、家族負担軽減を図った。専門研修を受けたヘルパーが支援するため、事業に従事するヘルパー単価を受託単価より上乘せするため、老後福祉資金を充当しても、収支は128万8千円の赤字となった。

ホームヘルパー養成等講習事業では、介護職員初任者研修12名の受講希望があり、途中辞退者が出たため10名が受講修了した。10名全員が受講費の8割をキャッシュバックするケアキャリア30の対象となった。また、総合事業の担い手である武蔵野市認定ヘルパーを12名養成した。ケアキャリアのキャッシュバックを老後福祉基金から充当している。

地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）事業は、平成30年12月に「地域包括ケア人材育成センター」の名称で、介護、福祉人材の養成、育成、就労定着支援、事業所支援を主な事業として開設した。ホームページやTwitterを公開し、積極的な広報を心がけ、研修の情報などを広く市民に発信した。幅広い年齢層が参加したお仕事フェアを開催した。収支計算書上では155万2千円の黒字となっているが、ノートパソコン等備品購入で245万5千円を固定資産として支出している。

高齢者総合センター管理・運営事業では、施設の管理運営を実施した。年間利用者数はふれあいまつもと、境南小学校ふれあいサロンを含め延べ67,331人だった。収支は、401万6千円の黒字となっているが、減価償却費256万6千円相当額と、指定管理事業内での受託料収入の補てん分が含まれている。

在宅介護・地域包括支援センター事業では、在宅高齢者から延7,277件の相談を受けた。年々、安否確認依頼件数が増加し、30年度は延124件、うち緊急訪問による実態把握を64件実

施した。また、生活支援コーディネーターは平成30年度に新規2か所のいきいきサロン開設を支援し、計5か所が活動中である。今年度の後半、病欠による休職職員の代替職員を事務職員で補充したことによる人件費増と収入源で63万1千円の赤字となった。

住宅改修・福祉用具相談支援センター事業（仮称）では、福祉用具や住宅改修等の専門相談を実施した。訪問相談は780件、電話来所相談は2,368件、介護保険による住宅改修事前申請審査を130回、延400件実施した。

デイサービスセンター事業では、年間利用者数は延8,046人、平均稼働率は84.2%だった。入院、入所、ショートステイ等により安定した利用が見込めず昨年度よりやや低下した。個別ケア充実の為、延22世帯の個人面談を実施し、サービスに反映させた。また、利用者の行事に家族を招待し、延16名が参加した。また保育園児との交流や季節行事での世代間交流、社会活動センター受講者との交流を実施した。稼働率の低下と、介護保険改正による報酬単価減額等により1297万4千円の赤字となった。

管理・社会活動センター事業では、38講座を開催し、延36,137人が受講した。季節行事も11回開催し、延2,374人が参加した。また、講座修了者のための自主グループ活動支援を行い23団体が登録し、延3,640名が活動した。地域健康クラブの年間延利用者総数は延35,495人、体力別に3コースを設け30年度は講座内での事故はなかった。自主事業である「ふれあいまつもと」事業の見直しを行い、利用料を100円から300円に改定、利用者数の少ない曜日を閉館とし、赤字の削減に努めた。

北町高齢者センター事業は、年間利用者数は延7,287名、平均稼働率は88.2%と昨年度とほぼ同様の利用となった。今年度も、個別面談を延30世帯に実施し個別ケアの充実に繋げた。年間、延2,489人のボランティアが活動された。小規模サービスハウスの居住者が安心して生活できるように包括的に支援した。みずきっこの運営は順調で、運営するサニーママ武蔵野と連携し、協働行事の開催を企画し利用者、親子双方に好評だった。介護度の低い方のご利用が多いことに加え、介護保険改正による報酬単価減額、送迎バス委託金等により1481万9千円の赤字となった。

管理費は、福祉公社の管理運営に要した経費で、理事会・評議員会等の運営、人事管理、財務管理、本社社屋の施設管理等、公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行った。平成30年度は、人材の育成に力を入れ、人材育成計画に沿って、階層別研修、自己啓発支援として資格取得支援を強化した。メンタルヘルス対策も充実させ、ストレスチェックに加えてグループカウンセリングと個別カウンセリングを実施した。事業所毎の課題解決に向けた取

り組みを発表する事業報告会を実施し、優秀な事例は、更にケアリンピックにて発表し、優秀賞、最優秀賞を受賞した。市民社協との事業連携は、平成29年度取りまとめた連携策について今年度は相互理解を深め情報共有を図った。第三期中長期事業計画を策定した。新しい広報として、広告の掲載や、青空市への参加により福祉公社をPRした。震災時初動対応訓練及び福祉避難所開設訓練を全事業一斉に実施した。また、福祉サービス第三者評価を受審し、受審結果は、とうきょう福祉ナビゲーションにて公表された。補助金収入では、第三者評価受審費用のうち、156万6千円を武蔵野市から補助された。助成金収入では、職場定着支援助成金、キャリアアップ助成金、働き方改革宣言奨励金、ボランティア休暇制度整備助成金などを申請し214万円助成助された。

当期収支差額について、事業活動収入は7億9630万3千円、支出は7億5919万2千円で、収支差額は、3711万円のプラスとなった。投資活動収入は、老後福祉基金預金取崩収入の4280万6千円、退職給付引当資産取崩収入6140万7千円となった。投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、などの特定資産取得支出が、1億677万円で、建物付属設備建設支出、什器備品購入支出、ソフトウェア購入支出の合計である固定資産取得支出728万9千円と合わせると1億1406万円となり、投資活動収支差額は984万6千円のマイナスとなった。

財務活動収支、予備費支出はなく、当期収支差額は2726万3千円となり、29年度からの繰越額8754万9千円との合計1億1481万3千円が次期(令和元年度)繰越額となる。

貸借対照表では、資産の部 資産合計は14億2886万1千円、負債の部 負債合計は1億8053万6千円、正味財産の部 正味財産合計は12億4832万4千円となり、負債及び正味財産合計は14億2886万1千円となった。

正味財産増減計算書では、経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、事業収益、受け取り補助金等、受け取り寄付金、雑収益、合わせて7億9630万3千円となり、前年度と比較して1億301万7千円の増となった。主な要因は、受取寄付金8163万3千円の増によるものである。経常費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせ、経常費用計7億6366万4千円となり、前年度と比較して3345万6千円の増となった。当期経常増減額は、3263万8千円のプラスとなった。経常外増減では、特定資産評価益6万5千円と、退職給付引当金取り崩し益4475万7千円が発生し、前年度一般正味財産期末残高に、当期一般正味財産増減額を足した一般正味財産期末残高は、8億3009万1千円となった。

指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、21万9千円の評価損が発生した。

一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は12億4832万4千円で、前年度と比較して7717万1千円の増となった。

正味財産増減計算書内訳表では、「子育てひろば事業」が公益目的事業と認められていないことから、収益事業のその他事業会計として区別している。そのほか、管理費等を公益目的事業従事割合や使用割合により、公益目的事業会計と法人会計に振り分けた後の収益と費用を表している。

財務諸表に対する注記では、会計方針の変更として、退職給付引当金の積立て方法の変更について記載した。

財産目録について、現金、預金、未収金など流動資産合計は2億5750万2千円で、基本財産、特定資産、その他固定資産による固定資産合計が11億7135万8千円で、資産合計は14億2886万1千円となった。未払金など流動負債と退職給付引当金など固定負債による負債合計は1億8053万6千円で、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は12億4832万4千円となった。

安田監事から令和元年5月23日に実施した監査について次のとおり報告があった。

私たち監事は、当法人の平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、平成30年度の理事の職務の執行について監査を行った。監査の方法と内容については、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、今回のような理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決算書類等を閲覧し、当法人の事務所において業務及び財産の状況を調査した。

事業報告、附属明細書、会計帳簿、これに関する資料、当該年度に係る計算書類と附属明細書、財産目録等について監査を行った。結果、事業報告と附属明細書は、法令及び定款に従っており、当法人の状況を正しく示しているものと認めた。理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかった。

計算書類と附属明細書、財産目録等の監査結果については、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めた。重大な後発事象はない。

議案第1号及び議案第2号に関連して次の質疑応答があった。

黒竹理事 1、寄附金について明細がどういうものなのか。2、福祉資金貸付状況の貸付限度額が1億円台の方が2名とあるが、担保は具備しているのか。3、預貯金で大東京信用組合の割合が多すぎるのではないかと以前指摘し、今回ある程度是正されているようだが、前回と今回とで資金移動の内容について、具体的に説明していただきたい。

新谷総務課長 1、寄附金の詳細について、寄付者はすべてつながりサポート事業の関係者で、利用者からの遺贈が4件で3000万円1件、5000万円1件、100万円台が2件あった。利用者の遺族の方から4件33万円、現在利用されている利用者本人から14万円の寄附があった。

服部課長 2、福祉資金貸付事業の担保目的物は、昭和56年の事業スタート以来、土地のみとしている。担保物件が一等地で、敷地面積が広い方が2人いらっしゃる。

新谷総務課長 3、預貯金の割合については、平成30年3月31日の段階で大東京信用組合には、預託金を除き2億1000万円預金があった。1年後の平成31年3月31日時点では1億6500万円余りで4400万円ほど減少した。流動資産以外では、老後福祉基金預金で、昨年度までは大東京信用組合に預金していた寄附金を今年度は、多摩信用金庫に預金することとした。

黒竹理事 大東京信用組合に信用問題があるということではなく、公益法人が1つの金融機関に預金を集中させるのは、あらぬ誤解を与えかねないという危惧があるので、今後もバランスを考えて対応していただければと思う。

新谷総務課長 現在、大東京信用組合に1億6500万円、多摩信用金庫に1億1000万円預金している。次はまた別の金融機関を検討したい。

大野理事 1、寄附金の使用の仕方についてお聞きしたい。2、デイサービス事業について、大きな赤字になっている。今後、デイサービス事業について、どのように考えているのか。3、生活支援事業で、派遣時間が括弧の中で昨年度と今年度の比較がされているが、昨年度の475時間は誤記ではないか。

小島事務局長 1、寄附金は、ホームヘルパー養成等講習事業などで、初任者研修のキャッシュバックなどに使用した。その他、広く福祉事業に活用させていただいている。

方波見高齢者総合センター兼北町高齢者センター所長 2、デイサービスについて、度重なる介護保険の報酬改定でデイサービスの報酬が引き下げられている。介護報酬が下がっても、必要な人材はそのまま確保しなくてはいけない。働き方改革、処遇改善で職員の報酬を上げなくてはいけない。今後の対策としては、北町高齢者センターは、令和元年度から送迎バスの委託をやめた。高齢者総合センターでも検討している。稼働率の向上や祝日開所の検討などで収入増を図っていきたい。

堀田在宅サービス担当課長 3、生活支援事業の派遣時間3,600時間の括弧の中は、4,752.5時間が正しい。

大野理事 寄附金について、活用事業の他、赤字補てんもある。基準または方針はあるのか。

新谷総務課長 寄附金の取扱規定と老後福祉基金の規定を設けている。寄附金は50%以上を

老後福祉基金として積み立てることとなっている。老後福祉基金の活用は、収入が不足する場合、事業に必要な事務所、施設、設備、または備品の整備に充てる場合、新たな福祉機能を開發する場合、及び地域の福祉サービスの向上、または基盤整備に寄与する場合に使用することと定めている。

黒竹理事 デイサービスセンター事業について、私の法人も同じように非常に苦戦している。その中で機能訓練を強化したり、入浴サービスを強化したりと尽力されていることが資料から見て取れる。今後は優秀な人材をフルに活用して、より専門性の高いサービスを提供していくことが一つの方向性になると思っている。

ほかに理事及び監事から質疑意見はなく、議案第1号及び議案第2号は、1件ずつ採決の結果、全会一致で本2案は、一部修正のうえ承認された。

日程第3 議案第3号 安藤真洋理事の競業取引について

日程第4 議案第4号 黒竹光弘理事の競業取引について

萱場理事長から、一括審議の申出がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島事務局長から、提案理由について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第1号により、理事が自己または第三者のために公社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会においてその承認を受けなければならないとされていることから、両理事との取引について承認を求めるものである旨の説明がなされた。

なお、同法92条により競業取引については報告義務があるが、平成30年度の取引は平成29年度第3回理事会で承認されたとおりの取引のみである、と報告があった。

議案第3号及び議案第4号について、理事及び監事から質疑意見はなく、1件ずつ採決の結果、利害関係人を除く全会一致で、本2案は原案のとおり承認された。

日程第5 議案第5号 安藤真洋理事の利益相反取引について

日程第6 議案第6号 黒竹光弘理事の利益相反取引について

萱場理事長から、一括審議の申出がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議す

ることとした。

小島事務局長から、提案理由について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 84 条第 1 項第 2 号により、理事が、自己または第三者のために公社と取引をしようとするときは、当該取引につき重要な事実を開示し、理事会においてその承認を受けなければならない、とされていることから、承認を求める旨の説明がなされた。

なお、同法 92 条により報告義務があるが、平成 30 年度の取引について、平成 29 年度第 3 回理事会で承認された取引のほかに、一部追加になっていること等が報告された。

議案第 5 号及び議案第 6 号について、理事及び監事から質疑意見はなく、1 件ずつ採決の結果、利害関係人を除く全会一致で、本 2 案は原案のとおり承認された。

日程第 7 議案第 7 号 評議員会に提出する評議員候補者の推薦について

小島事務局長から、提案理由について、渡部敏夫評議員から辞任届が提出されたことに伴い、本理事会から評議員会に秋山真弘氏を評議員候補者として推薦することについて承認を求めるものである旨の説明がなされた。

議案第 7 号について、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第 8 議案第 8 号 公益財団法人武蔵野市福祉公社特定費用準備資金等取扱規程の制定について

小島事務局長から提案理由について、第三期中長期事業計画にて検討を予定している本社屋の建てかえに伴う資金調達を、特定資産取得資金として積み立てができるよう、規程を制定することについて承認を求めるものである旨の説明がなされた。具体的な積立額については、今後、内部で建て替えを検討するための委員会を立ち上げ、具体的に検討し、次回の理事会で示したい。

議案第 8 号について、次の質疑応答があった。

安田監事 1、第 2 条の (2) 「特定資金取得」となっているが、「特定資産」ではないか。2、第 5 条の「当該の活動」は「の」の字は要らないのではないか。3、第 6 条の「特定財

産」は「特定資産」ではないか。4、第8条の理事会は「次の号」となっているが、「次の各号」ではないか。

小島事務局長 ご指摘の点について修正する。

そのほか、議案第8号について理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で、一部修正のうえ承認された。

日程第9 議案第9号 公益財団法人武蔵野市福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程に定める第三者委員及び公益財団法人武蔵野市福祉公社公益通報への対応に関する規程に定める第三者委員の選任について

小島事務局長から提案理由について、公社への苦情を解決するために体制を整備すること、及び、公益通報者保護法の趣旨にのっとり、法が規定する労働者からの公益通報に適正な処理を行うため、三上義樹氏、浜崎宏氏、栃折暢子氏を第三者委員に選任することについて、承認を求めるものである、と説明がなされた。

議案第9号について理事及び監事から質疑意見はなく、候補者ごとに採決の結果、全会一致で、三上義樹氏、浜崎宏氏、栃折暢子氏を同2規程に定める第三者委員に選任することが承認された。

日程第10 議案第10号 令和元年度第1回評議員会の開催について

小島事務局長から提案理由について、定款第17条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要のある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令の特段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する」とされていることから、開催することについて承認を求めるものである、と説明がなされた。

主な議案については、平成30年度事業報告の他、評議員会会長の選定について、理事及び監事の再任について等である。

議案第10号について理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で、原案のと

おり承認された。

日程第 11 報告事項 1 福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会実施報告について

新谷総務課長から、次のとおり報告があった。

平成 29 年度に報告した福祉公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進委員会報告書により、統合効果を連携により発揮するための具体的な連携策について検討した。福祉人材の育成と互助による福祉の推進、ボランティア活動の支援、セーフティーネット機能の強化、低所得者等への包括的支援など、5つの項目 21 の連携案が上がった。そのうち、優先順位などから、10 事業を平成 30 年度に実施する事業とし、実施した内容をまとめたものである。平成 30 年度は初年度に当たり、連携内容に関連するそれぞれの事業について理解し、情報共有を図ることを重点とした。

報告事項 1 についてつぎの質疑応答があった。

安藤理事 この連携実施事業はいつまで続けるのか、また、どういう成果を求めているのか。

新谷総務課長 事業連携委員会は常設としており期限は設けていない。合併すれば当然終了となる。今回の連携事業は5年間で実施することと定め、21 の事業を優先順位などで5年に分け実施する予定としている。

安藤理事 この連携事業の成果が上がると統合するのか、それとも成果があるから統合しなくてもいいという、最終判断はどこで決めるのか。

萱場理事長 統合については、統合する方向で決まっている。ただし、当面は見送るという判断となっている。当面がどのぐらいかは、今の段階ではっきりは言えないが、市と公社と市民社協と三者で協議した上で決定することになると考えている。

統合しなくとも、事業連携で何らかの成果があげられるよう社協、公社で努力していく。

そのほか、報告事項 1 に関して理事及び監事から質問意見はなかった。

日程第 12 報告事項 2 理事長及び常務理事の職務執行状況について

萱場理事長から、昨年 12 月の平成 30 年度第 5 回理事会で報告して以降、今日までの職務執行状況について、次のとおり報告された。

人事について、昨年の定年退職者が 3 名あり、今春も総合職 3 名、専門職 1 名が定年退職し、

また武蔵野市からの派遣解除が2名あり、さらに、4月末で専門職1名が自己都合で退職した。総合職定年退職者は再雇用として2名が残り、また、武蔵野市から再任用派遣が1名、それから、専門職3名を4月に新規採用した。

このほか、7～8年異動していない職員を異動させ、この4月の人事異動は70名中26名という大規模なものになった。

1月から2月にかけて、近隣6市と共同で市民後見人養成研修を実施し、市民4名と一緒に受講した。他市の市民の方との交流もあり、充実した内容で、大変、参考になった。

2月4日には、武蔵野市役所に森安健康福祉部長を訪ね、公社の運営について要望を伝えた。一つは、近年の武蔵野市と福祉公社との関係において、本来は行政が行うべき業務を、公社の専門性を生かして委託化が進んでいると感じている。従来行政の補完機能という公社の使命から、市内の事業者等の調整機能の代行というようなことまで拡大している。公社の発展は望むところではあるが、行政としての責任はきちんと果たしていただきたいという申し入れを行った。もう一つは、高齢者総合センターの在宅介護・地域包括支援センターの業務量が高齢者のニーズ、要介護者の数、独居高齢者の数など、他の地域に比べて著しく多いことは明白であり業務量が多過ぎるのではないかと、適切な対応を依頼した。

3月28日には、森安健康福祉部長が来社し、小島常務理事に武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画策定委員として就任要請があったので快諾した。公社が中核機関を受任するのであれば、個人情報取り扱い、利益相反の問題、あるいは不正防止などについて課題があるので、策定委員会で十分に検討するよう依頼した。

4月19日には、恒例の福祉公社の全体研修の一環の、理事長講話を行った。日ごろ、福祉公社は公益財団法人であり、かつ、市の財政援助出資団体であるから、民間事業者より一層、公益性の高いサービスの提供に努めなければならないと職員に伝えているが、今回の講話では、公益財団法人であることによって税金が一部免除になっていること、財政援助出資団体として、武蔵野市から基本財産である4億1599万5千円の出捐を受けており、また、補助金として、29年度決算で6633万2千円を受領しているといった、具体的な話をした。また、公社の役割が従来行政の補完機能から市内事業者等の調整機能の代行まで拡大しており、従来補完性や良質なサービスの提供、先進性などに加えて、公正性、透明性が求められるようになるだろうという話をした。

次に、デイサービスセンター事業について、ことしのゴールデンウィークの10連休では、日曜日以外全て開所することができ、ほぼ通常と変わらない利用者数の来所があり、改めて祝

日開所のニーズが高いことを実感した。ほかの一般の祝日の開所について、さらに検討を進めていきたい。

昨年4月に公社が後見人受任し、90代認知症の妻と102歳寝たきりの夫という夫婦の世帯において、受任前に、某信用金庫職員が2,400万円余りを着服していたということを、公社の職員が発見し、家庭裁判所と協議しながら、当該信用金庫から全額返済させたという事例があった。詳細は小島常務理事から後程報告させる。この件で2月28日に中村法律事務所に出向き、信用金庫側の役員、双方の弁護士立ち会いのもとに面談を行い、着服した全額、弁護士費用の返還、信用金庫の再発防止策と事実関係の公表を求めた。連休明けに、信用金庫のホームページへの掲載を確認したので、合意文書を締結したところである。

5月13日から17日にかけて、第三期中長期事業計画における令和元年度の計画について、各事業担当の課長、係長からヒアリングを行った。

続いて、小島常務理事から、業務執行理事たる常務理事としての職務の執行状況について、前回の報告以降の主なものについて次のとおり報告された。

信用金庫職員の着服について、被害者は、福祉公社が後見人となっている93歳女性で、平成28年12月にケアマネジャーから金銭管理に関する相談があり、平成30年4月に102歳の夫とともに市長申し立てにより公社が後見人に就任した。平成30年6月に家庭裁判所への初回報告のため、その信用金庫の通帳の残額が少なかったため、担当職員が信用金庫の伝票を確認するなどの調査をしたことから発覚した。家庭裁判所からは、「民事訴訟も見据えた対応を弁護士と相談すべき」との指摘があり、また、信用金庫の対応に不誠実な面があったため、平成30年9月に顧問弁護士に調査を依頼したところ、職員の着服の疑いが強まり、平成30年11月に当該信用金庫職員による着服が発覚した。着服した金銭は、競馬・競艇に使われ、ほかに借金もあったようである。被害額については、遅延損害金224万円と弁護士費用266万円を合わせ信用金庫から返金されている。今回の件は、担当職員や弁護士の適切な対応と家庭裁判所のアドバイス等により解決することができた。この件に接し、高齢者、特に一人暮らしや高齢者だけで暮らす夫婦の金銭管理及び身上監護の重要性を実感したところである。今年度は、武蔵野市で、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定する予定であり、公社を代表し策定委員会の委員に就任した。この6月4日に第1回の委員会があり、その際に、公社が法人後見を受任していることについて公社の歴史を踏まえて説明した。基本計画策定にあたっては、よりよい制度になるよう実務担当者の意見などを委員会の場で伝えていきたい。

また、一人暮らしや高齢者のみの夫婦に関しては、武蔵野市では今年度から、エンディング

ノートの配布や講座などにより老後や介護等の意思決定を支援するエンディング（終活）支援事業を実施している。公社ではその中の、葬儀や納骨、家財整理などのエンディングプランの相談や生前契約を担うこととなり、昨年度末に打ち合わせを行い、制度設計に関与した。4月16日には実施後初の打ち合わせを担当課と行った。なお、4月12日には公社職員が講師を務めるエンディングノート講座に参加した。

地域包括ケア人材育成センター関連では、1月28日に、武蔵野市や公社、事業所の職員など関係者向けの講演会「福祉業界における、これからの介護人材育成について」を主催した。講師は、若手介護職のリーダーとして、「2025年、介護のリーダーは日本のリーダーになる」をキャッチフレーズに活動されている、株式会社Join for Kaigo代表の秋本可愛氏に依頼した。

1月31日には、武蔵野市の健康福祉部長と公社担当者とともにハローワーク三鷹を訪問し、所長と業務部長に就職相談会等の協力について依頼した。2月22日には理事長と担当者とともに国際交流協会を訪れ、市内の外国人の状況などを伺い、今後も情報交換を行いつつ必要に応じて連携していくことを確認した。3月23日には、介護・福祉のお仕事フェアを開催し、事前の準備や大学への協力依頼などを行った。お仕事フェアは、先ほどの秋本可愛氏の講演と、参加者によるワークショップを行い、56名が参加した。5月21日には、特別養護老人ホームさくらえんを訪問し、EPA（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者の受け入れの状況を伺った。

福祉公社と市民社会福祉協議会との連携について、1月19日に、武蔵野市民文化会館で行われた市民社会福祉協議会ボランティアセンター武蔵野主催の防災ボランティア訓練に職員5名と参加し、ボランティアの大学生とともに被災した建物（武蔵野福祉作業所）の現地確認と報告を行った。2月13日には、公社と市民社会福祉協議会の事業連携推進協議会を行った。新たな取り組みなどを実施し、より連携を深めていくことを確認しました。5月15日と25日には、市民社会福祉協議会が主催し、公社の住宅改修・福祉用具相談支援センターが協力した車椅子付き添いボランティア講座に伺った。

この他には、2月2日に行われた、公社職員が講師として参加した「実家・持家を空き家にしないために 家族・親子で考える相続（住まい編）」、2月6日の生活困窮者自立支援庁内連絡会議での家計改善支援事業研修、4月24日に北町高齢者センターで行われたオープンガーデン、5月24日の北多摩北部ブロック権利擁護業務担当者会議など、公社に関係するイベントや会議に参加した。また、4月19日には、理事長講話の後、コンプライアンスと第3期中長期計画の説明をした。

報告事項2について次の質疑応答があった。

大野理事 着服の件について、成年後見人として初回報告のときに発覚したとのことだが、成年後見人になる前には公社の関与はなかったのか。

荒井北町高齢者センター長 見守りという形で推移をしていたが、金銭管理をしていたわけではなかったのので、信用金庫職員が入り込んでいた事実までは把握できなかった。金銭管理の相談があつてから成年後見の市長申し立てをしたが時間がかかってしまった。

大野理事 結局、後見申し立てまでは、公的などが財産管理に関与できなくて、放置されていたから、着服され被害が大きくなってしまったということになるのか。

荒井北町高齢者センター長 認知症といっても一見してわかる程度ではなく、親族などいかなかったため、なかなか早期に発見し対応するのは難しい。

千種理事 国際協力協会の話が出ていたが、外国人の支援について打ち合わせか。

小島常務理事 人材育成センターで、外国人の受け入れも視野に入れていかなければいけないということで、一度、顔見せに行った。外国人の介護職員をどうしていくかを検討していかなくちゃいけないと考えている。

千種理事 介護職員としてではなく、市民としても考える必要がある。今後、定住する外国人が増えていくなかで、高齢化したときにいろいろ問題が出てくるのではないかと懸念している。

小島常務理事 たしかに国際交流協会でもその話は出た。今後、在宅介護・地域包括支援センターやホームヘルプセンター、ケアプランセンターなどで関係してくると思われる。

そのほか、報告事項2に関して理事及び監事から質問意見はなかった。

以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、萱場理事長は令和元年度第1回理事会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和元 年 8 月 8 日

議 長 (理事長) 萱 場 和 裕



議事録署名人 (監事) 安 田 大



議事録署名人 (監事) 大久保 実



